

# 第24回 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2021年3月28日（日曜日）  
午後1時30分  
（受付開始 午後1時00分）

開催  
場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
東京日本橋タワー  
サイボウズ株式会社 東京オフィス内  
（受付7階、会場27階）

## ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の実施について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況等を踏まえまして、本総会はインターネットを通じたご質問や議決権行使の機会を提供する「バーチャル出席」の方法を新たに採用しております。

「バーチャル出席」の方法につきましては本招集ご通知に記載の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。



## 目次

■ 第24回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	7
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 企業理念決定の件	
第3号議案 取締役17名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 剰余金処分の件	
■ 事業報告	15
■ 計算書類等	30
■ 監査報告書	34

サイボウズ株式会社

証券コード：4776

証券コード 4776  
2021年3月11日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
**サイボウズ株式会社**  
代表取締役社長 西 端 慶 久  
(青 野 慶 久)

## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会におきましては、**当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネットによる「バーチャル出席」の方法により株主総会に出席し、議決権を行使することができます。**

株主総会にご来場される株主様におかれましても、バーチャル出席の株主様と同様に、お手持ちのスマートフォン、タブレットにより、開催日当日の議決権行使を行っていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が継続している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には**可能な限り、インターネットによる「バーチャル出席」、もしくは書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。**

「バーチャル出席」の詳細につきましては、後記「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、**2021年3月26日（金曜日）午後4時まで**に到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2021年3月28日（日曜日）午後1時30分  
※受付開始時刻は午後1時00分を予定しております。
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
サイボウズ株式会社 東京オフィス内  
(受付7階、会場27階)

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第24期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第24期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 企業理念決定の件  
**第3号議案** 取締役17名選任の件  
**第4号議案** 監査役1名選任の件  
**第5号議案** 剰余金処分の件

以上

- 
- **株主総会にご来場される株主様におかれましては、以下のご協力をお願い申し上げます。**
- ・マスク着用のうえ、ご来場ください。マスクを着用されていない場合、やむを得ない理由があると判断できる場合を除き、入場をお断りさせていただきます。
  - ・会場受付にて検温を実施させていただき、37.5度以上の発熱がある場合は、入場をお断りさせていただきます。
  - ・お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、会場にて議決権行使を行っていただくため、お手持ちのスマートフォン、タブレットをご持参ください。
  - ・その他、当社の判断に基づき、会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合があります。
  - ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>) によりお知らせいたします。
- 代理人による議決権行使は、他の議決権を有する株主様であって当日会場で出席される方1名に委任する場合には限られます。ただし、「バーチャル出席」の方法によるご出席は、後記「バーチャル出席のご案内」のとおり株主様本人に限定しておりますので（代理出席不可）、あらかじめご了承ください。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした対象の一部であります。

- ・ 事業報告の「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」
  - ・ 計算書類及び連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>) に掲載することによりお知らせいたします。
  - 株主総会でのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## バーチャル出席のご案内

### 1. バーチャル出席とは

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が継続している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、並びに株主様一人ひとりが自己に適した手段・タイミングでご質問や議決権行使ができるよう、インターネットを通じたご質問や議決権行使の機会を提供する「バーチャル出席」の方法を新たに採用することといたしました。

以下にご案内する方法により「バーチャル出席」される株主様（以下「バーチャル出席株主様」といいます。）は、開催日当日に実際に株主総会の会場にお越しいただきでご出席いただく場合（以下「会場出席」といいます、会場出席される株主様を「会場出席株主様」といいます。）と同様、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。

もっとも、システム等の都合上、会場出席株主様と完全に同じ取扱いをさせていただくことが難しい点、ご了承ください。また、通信環境の影響等により、ライブ配信の画像や音声の乱れあるいは一時断絶、ご質問や議決権行使の機会を提供することをやむを得ず取りやめるなどの事態が発生する可能性がございます。このような事態を懸念される株主様は、会場出席をご検討いただきますようお願いいたします。当社としましては、このような事態によってバーチャル出席株主様が被った不利益に関しまして、一切責任を負いかねますことをご了承ください。

なお、バーチャル出席によるご出席は、株主様本人に限定しております。代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款等の定めに従い、当日会場出席される株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。

### 2. バーチャル出席に必要な環境

最新バージョンのブラウザ、OSを使用し、インターネット接続が良好であることをご確認ください。具体的には以下の環境を推奨いたします。

パソコンでのご利用の場合	最新バージョンの GoogleChrome、Firefox、Microsoft Edge、Safari	
スマートフォンでのご利用の場合	iOS	最新バージョンのSafari
	Android	最新バージョンのGoogleChrome
その他	5 Mbps以上のインターネット接続	

※ 上記推奨環境下におかれましても、OSとブラウザの組み合わせ又はブラウザの設定状況によってはWebサイトの表示に不具合が発生する場合がございます。あらかじめご了承ください。

### 3. バーチャル出席の方法

#### (1) ライブ配信ご視聴の方法

ライブ配信は、<https://cybozu.co.jp/s1> にアクセスして、ご視聴ください。



- ※ ライブ配信のページは開催日当日までに公開する予定です。
- ※ アクセスにあたって、ID及びパスワードは必要ございません。
- ※ ライブ配信の予備システムとして、<https://cybozu.co.jp/s2> もご用意しています。<https://cybozu.co.jp/s1> でのご視聴に支障がある場合にご利用ください。
- ※ ライブ配信に関しましては、株主様のほかどなたでもご視聴いただけるものでございます。

#### (2) ご質問の方法及びその取扱い

バーチャル出席株主様のうち、ご質問を希望される方は、株主総会の当日に議長が指定する時間内に、次の手順でご質問を行っていただきますようお願いいたします。

- ① <https://cybozu.co.jp/q> にアクセスする。



- ② 議決権行使書用紙の右下（社名の上）に記載の**株主番号（8桁）**をID、2020年12月末時点にご登録されていた**郵便番号（ハイフンなし）**をパスワードに用いて、ご質問システムにログインする。
- ③ 当社所定の事項をご記入のうえ、ご質問する。

- ※ ご質問システムは、開催日当日午後1時30分に公開する予定です。
- ※ バーチャル出席株主様からのご質問は、**1問につき250文字まで**とさせていただきます。
- ※ ご質問が多数の場合は、すべてのご質問につき回答できない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 当日取りあげられなかったご質問も含め、頂いたご質問とそれに対する回答は、後日当社ウェブサイト（<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>）にて公開することを予定しております。
- ※ 同じご質問を複数回連続して送信したり、特定の個人に対する攻撃等の不適切な内容を含むご質問を送信したりするなど、議事の進行に支障があると判断した場合には、議長又は議長の指揮命令に従いご質問システムを管理する事務局の判断により、当社から当該バーチャル出席株主様からのご質問を強制的に削除させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### (3) 議決権行使の方法及びその取扱い

バーチャル出席株主様は、開催日当日、議事の内容をご覧いただいたうえで、議決権を行使していただくことが可能です。会場出席株主様におかれましても、当日、下記の手順で議決権を行使していただきます。

議決権を行使していただく手順は、以下のとおりです。

- ① <https://cybozu.co.jp/v> にアクセスする。



- ② 議決権行使書用紙の右下（社名の上）に記載の**株主番号（8桁）**をID、2020年12月末時点にご登録されていた**郵便番号（ハイフンなし）**をパスワードに用いて、議決権行使システムにログインする。
- ③ 当社所定の事項をご記入のうえ、議決権行使する。

- ※ 議決権行使システムは、開催日当日午後1時30分に公開する予定です。
- ※ 本手順による議決権行使は、**株主様1名につき1回限り**とさせていただきます。上記手順に従って議決権行使の操作を複数回行ったとしても、最初の操作によって行使されたものを有効なものとして取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

### 4. 事前の議決権行使の取扱い

事前に書面により議決権を行使された株主様がバーチャル出席又は会場出席により当日ご出席された場合には、前記3. (3) による当日の議決権行使が確認された時点で、事前の書面による議決権行使は無効といたします。事前の書面による議決権行使の上、当日バーチャル出席又は会場出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の書面による議決権行使を有効なものとして取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

### 5. 動議その他手続的事項の取扱い

動議につきましては、株主総会の手続に関するもの及び議案に関するものを含めて全て、バーチャル出席株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。動議を提出する可能性がある株主様におかれましては、会場出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、当日、会場出席株主様から動議が提出された場合など、本招集ご通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、バーチャル出席株主様は、事前に書面により議決権を行使して当日出席しない株主様の取扱いに準じて、棄権又は欠席として取り扱うこととなりますのであらかじめご了承ください。動議の採決への参加を希望される株主様におかれましては、会場出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

動議以外の手続的事項につきましても、会場出席株主様（委任状によるご出席を含まず）にお諮りすることで進めさせていただきます。あらかじめご了承ください。

### 6. その他留意事項

上記に関する追加情報、システム障害等が発生した場合の対応その他のお知らせにつきましては、随時当社ウェブサイト (<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>) 又は当社公式SNS (<https://twitter.com/cybozu> 等) に掲載いたしますので、こちらの内容もあわせてご覧ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 企業理念の株主総会決議事項化

当社は企業理念の実現を第一義に経営しております。企業理念は当社の経営の核心となるものであることから、株主の皆様と議論のうえ株主総会において決定いたしたく、その旨を定款に定めることといたします。

#### (2) 取締役の員数上限撤廃

当社は会社法に沿って組織運営をしつつも、「取締役は、理想の番人として選任される」といった新しいマネジメントに挑戦することにいたしました。取締役候補者の選任基準につきましても、ビジネスの経験の有無等ではなく、当社の理想とする文化である「理想への共感」、「多様な個性を重視」、「公明正大」、「自立と議論」を理解し、「理想の番人」としての役割を果たせる者とする事にいたしました。この選任基準を満たす者は、員数に限らず、「理想の番人」といたしたく、取締役の員数上限の定めを削除いたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更又は削除部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第17条 (条文省略)	第1条～第17条 (現行どおり)
(新設)	<b>【株主総会の決議事項】</b> 第18条 <u>当社は、株主総会の決議によって、当社の理念を制定、変更または廃止することができる。</u>
<b>【取締役の員数】</b> 第18条 <u>当社の取締役は、8名以内とする。</u>	(削除)
第19条～第42条 (条文省略)	第19条～第42条 (現行どおり)



## 第2号議案 企業理念決定の件

第1号議案（定款一部変更の件）が承認可決されることを条件として、企業理念の決定をお願いしたいと存じます。

### 1. 企業理念に対する考え・想い

「どうして世の中のチームは、チームの生産性とメンバーの幸福度を両立できないのか。」当社はこの問いに対する答えをずっと探し続けてまいりました。2005年以降、サイボウズというチームを実験台にして、日々試行錯誤する中で見えてきたのが4つの文化です。「互いに理想に共感合って活動すること（理想への共感）」、「多様な個性を重視すること（多様な個性を重視）」、「嘘や隠し事をせずオープンに情報共有すること（公明正大）」、「一人ひとりが自立心を持って議論すること（自立と議論）」。これら4つの文化を体現することで、一人ひとりの個性が活かされ、生産性と幸福度を両立できると確信いたしました。当社は、このようなチームを世界中に増やしていくためのチームです。強く高い志を持って、チームワークあふれる社会を実現してまいります。

### 2. 企業理念の内容

企業理念の内容は、次のとおりです。

#### Purpose（存在意義）

チームワークあふれる社会を創る

#### Culture（文化）

- 理想への共感
- 公明正大
- 多様な個性を重視
- 自立と議論

### 第3号議案 取締役17名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役17名の選任をお願いいたしたいと存じます。

#### 1. 背景

当社は役職員の「誰もが取締役の役割を担う」と考えております。徹底的に情報をオープンにしたうえで、一人ひとりが自立心を持って質問責任を果たし、意思決定者がオープンな場で説明責任を果たす。それにより、株主に選任された取締役のみによるガバナンスを超える組織が実現できると考えております。そこで、当社では、会社法に沿って組織運営をしつつも、「取締役は、理想の番人として選任される」という新しいマネジメントに挑戦することにいたしました。

次期取締役においては、上記の新しいマネジメントへの挑戦に賛同し、それを体現することが求められます。「取締役」の地位にあって、上記の意思決定及びガバナンスが機能しているかを見守る「理想の番人」としての役割に徹する、強い心が求められます。候補者の選任基準につきましても、ビジネスの経験の有無等ではなく、サイボウズの理想とする文化である「理想への共感」、「多様な個性を重視」、「公明正大」、「自立と議論」を理解し、「理想の番人」としての役割を果たせる者といたしました。

取締役候補者につきましては、自薦・他薦を問わず社内公募し、現取締役3名で検討したうえ、取締役会にて、以下の理由により自薦による応募者17名全員を取締役候補者とすることに決定いたしました。

- ・自薦による立候補という行為自体、新しいマネジメントへの共感と「理想の番人」としての役割を担う覚悟なくしてできないこと（そのため、他薦より自薦による立候補者を評価できること）
- ・自薦による立候補者の中に不適格だと判断される者がいなかったこと

## 2. 取締役候補者

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	にしば よしひさ 西端慶久 (青野慶久) (1971年6月26日生)	1994年4月 松下電工株式会社入社 1997年8月 当社設立 取締役副社長 2005年4月 当社代表取締役社長 (現任) 2015年4月 サイボウズ・ラボ株式会社 代表取締役社長	836,000株
2	いしごう てらあき 石黒照朗 (1989年5月11日生)	2014年4月 当社入社 (現経営支援本部兼運用本部所属)	666株
3	うしろ さこ たかし 後迫孝 (1976年6月3日生)	1999年4月 朝日情報システムズ株式会社入社 2005年4月 当社入社 2016年1月 当社システムコンサルティング本部 Developer Leading部長 (現任) 2019年9月 当社カスタマー本部 ファンコミュニティ 後援部長 2021年1月 当社カスタマー本部 ファンコミュニティ 推進部長 (現任)	20,669株
4	おおつき ゆきお 大槻幸夫 (1975年10月3日生)	2000年4月 株式会社レスキューナウ・ドット・ネット 設立 2005年5月 当社入社 2015年2月 当社ビジネスマーケティング本部 コーポ レートブランディング部長 (現任)	15,326株
5	おかだ りく 岡田陸 (1997年5月28日生)	2020年4月 当社入社 (現人事本部所属)	155株
6	くりやま けい太 栗山圭太 (1978年9月19日生)	2002年4月 丸三証券株式会社入社 2003年8月 当社入社 2016年1月 当社営業本部長 (現任) 2018年1月 当社営業本部長・グローバル事業本部長 2020年1月 当社営業本部長・事業戦略室長 (現任)	41,086株
7	さかもと けんたろう 酒本健太郎 (1987年5月11日生)	2010年4月 当社入社 (現営業本部所属)	4,529株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	すずき あきこ 鈴木 亜希子 (1980年9月15日生)	2004年4月 キヤノンシステムアンドサポート株式会社入社 2006年8月 当社入社 (現ビジネスマーケティング本部所属)	3,592株
9	たじり ゆみか 田尻 弓佳 (中根 弓佳) (1977年2月6日生)	1999年4月 大阪ガス株式会社入社 2001年2月 当社入社 2009年7月 内部統制本部知財法務部長 2014年1月 事業支援本部長 2019年1月 人事本部長 (現任)・法務統制本部長 (現任)	43,339株
10	ちば たいせい 千葉 大生 (1992年2月10日生)	2015年7月 独立法人日本貿易振興機構入構 2017年10月 Kintone Corporation入社 (現事業戦略室所属)	—
11	デイブ ランダ Dave Landa (1968年10月12日生)	1991年1月 Silicon Valley Technology, Inc.入社 2004年1月 SPG Solutions, LLC, Vice President - Strategic Business Development 2014年9月 Kintone Corporation, COO 2016年1月 同社CEO (現任) <重要な兼職の状況> Kintone Corporation, CEO	—
12	なか むらあさみ 中村 亜砂美 (1976年7月22日生)	2000年4月 株式会社トライグループ入社 2004年4月 デザインエクステンション株式会社入社 2006年2月 当社入社 (現チームワーク総研所属)	5,779株
13	はやし ただまさ 林 忠正 (1975年5月10日生)	2003年4月 株式会社UFJ銀行入社 2004年9月 株式会社リクルート入社 2011年10月 国立大学法人大阪大学任官 2013年10月 当社入社 2016年1月 当社経営企画室長 2018年7月 当社経営戦略本部長 2020年7月 当社経営支援本部長 (現任)	25,492株
14	ふか さわしゅういちろう 深澤 修一郎 (1989年10月16日生)	2012年4月 当社入社 (現ビジネスマーケティング本部所属)	4,196株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
15	もり おか たか かず 森 岡 貴 和 (1970年3月20日生)	1992年4月 株式会社住友銀行入社 1999年3月 明京電機株式会社入社 2001年10月 ジリオンネットワークス株式会社入社 2005年8月 当社入社 2016年1月 当社営業本部副本部長(現任)	67,320株
16	やま ぐち 山 口 ほだか (1974年10月27日生)	1995年4月 松下テクノトレーディング株式会社入社 2005年3月 当社入社(現ビジネスマーケティング本部所属)	11,204株
17	やま だ みどり 山 田 翠 (1996年8月16日生)	2019年4月 当社入社(現ビジネスマーケティング本部所属)	287株

- (注) 1. 取締役候補者の「所有する当社株式の数」は、2020年12月31日現在の所有株式数を記載していません。
2. 西端慶久(青野慶久)氏は、Cbzサポーターズ株式会社の代表取締役であります。同社と当社の間には、事務委託の取引関係があります。同社は、同氏がその株式を保有する資産管理会社であり、当社株式8,077,800株を保有しております。なお、同社は今後も安定株主として当社株式を長期保有する予定である旨報告を受けております。
3. 当社は従業員の複業を認めておりますが、深澤修一郎氏は、複業として当社製品の販売代理店であるパートナー企業から業務委託を受け、当該企業の業務に従事しております。同氏が当該パートナー企業の業務に従事している時間は、当社における勤務時間の20%を超えません。
4. 当社は、2021年7月に、現在締結中の役員等賠償責任保険契約を、内容を一部見直した上で更新する予定です。更新後の役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下の通りです。本議案にお諮りする取締役候補者全員が選任後被保険者となります。
- ▼役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- (1) 被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は株主代表訴訟担保特約部分も含め会社負担としており(現在の契約は被保険者負担)、被保険者の実質的な保険料負担はない。
- (2) 填補の対象となる保険事故の概要  
上記特約部分も合わせて、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。
5. 会社法施行規則第74条の2に規定する社外取締役を置くことが相当でない理由につきましては、本招集ご通知の事業報告「Ⅲ. 会社役員状況 4.社外取締役を置くことが相当でない理由」に記載しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 小川義龍氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p style="text-align: center;">おがわ よし たつ 小川 義 龍 (1964年4月15日生)</p>	<p>1991年11月 司法試験合格 1992年4月 最高裁判所司法研修所入所 1994年4月 佐瀬米川法律事務所入所 1999年8月 小川義龍法律事務所（現小川綜合法律事務所）開設 同所代表弁護士（現任） 2000年10月 当社顧問弁護士 2002年4月 当社社外監査役（現任） 2019年3月 トヨクモ株式会社社外監査役（現任）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 弁護士 小川綜合法律事務所代表 トヨクモ株式会社社外監査役</p> <p>&lt;社外監査役候補者とした理由&gt; 小川氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、弁護士として法務についての高度な能力及び識見を有しており、2002年に当社社外監査役に就任して以来、客観的な立場から適切に当社の監査を行っております。また、同氏は当社の実情に精通しており、当社の理念及び業務に対する深い理解に基づく適切で公明正大な監査を行うことが期待できます。したがって、引き続き社外監査役の職責を担うべく選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>	<p style="text-align: center;">-</p>

- (注) 1. 小川義龍氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は当社の顧問弁護士を務めておりましたが、2006年中に契約を終了しております。
2. 小川義龍氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって18年11ヶ月となります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年7月に内容を一部見直した上で更新する予定です。更新後の契約内容の概要は、前頁注4.のとおりです。本議案にお諮りする候補者の小川義龍氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

## 第5号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は永続的な成長を目的としております。そのため主力であるクラウド事業の拡充に向けた機動的投資の重要性を高く認識すると共に、業績動向等を勘案した上で、株主の皆様の長期保有につながるような利益還元策の実施を基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の配当につきましては、前期の10円から1円増配し、1株につき11円としたいと存じます。今後におきましても、クラウド関連事業のさらなる成長を目指して積極投資する資金を確保しつつ、継続的に剰余金配当を実施してまいります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 11.00円 総額 504,661,641円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年3月29日

以 上

## (提供書面)

# 事業報告

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	対前年同期比 (増減額)	対前年同期比 (増減率)
連結売上高	13,417百万円	<b>15,674百万円</b>	2,256百万円	16.8%
営業利益	1,732百万円	<b>2,270百万円</b>	538百万円	31.1%
経常利益	1,804百万円	<b>2,272百万円</b>	468百万円	25.9%
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,012百万円	<b>1,435百万円</b>	423百万円	41.8%

当連結会計年度の連結業績につきましては、自社クラウド基盤「cybozu.com」上で提供するクラウドサービスの売上が引き続き積み上がり、連結売上高は15,674百万円(前期比16.8%増)となりました。このうち、クラウド関連事業の売上高は11,945百万円(前期比24.9%増)となっております。利益項目につきましては、前連結会計年度に比べ従業員数増加等による人件費の増加や広告宣伝費の増加、地代家賃の増加等があったものの、営業利益は2,270百万円(前期比31.1%増)、経常利益は2,272百万円(前期比25.9%増)となりました。また、法人税等計上後の親会社株主に帰属する当期純利益は1,435百万円(前期比41.8%増)となりました。

なお、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴い、社内外での感染防止と全従業員の安全確保を最優先とすべく、引き続き在宅勤務を中心に業務を行っております。従来からテレワークをはじめ柔軟な働き方に対応した業務環境の整備等を推進していたということもあり、営業活動及び採用活動、並びに自社製品の開発計画及びクラウドサービス基盤の運用・保守体制等についても大きな変更はなく、現時点において新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による事業活動、業績及び会計上の見積り等への重大な影響はないと考えております。



## (1) 主な製品・サービスの経過及び成果

前期から引き続きクラウドサービス成長のための投資やエコシステムの拡大・強化に努めてまいりました。当期は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、当社の取り組みに関する特設サイト (<https://page.cybozu.co.jp/-/covid19-cybozu/>) を開設し、既存ユーザー様への情報提供や新型コロナウイルス対策を行う団体へのシステム支援等に注力しました。また、クラウドサービス「kintone」の初となるテレビコマーシャルを放映する等、製品や企業の認知度向上のための広告宣伝に積極的に投資してきました。

2011年に提供を開始したクラウドサービス「cybozu.com」は、ご利用いただいている契約社数が42,000社を超え、契約ユーザーライセンス数も170万人を突破し、連結売上高の76.2%を占めるまでに成長しました。

### ○業務アプリ構築クラウドサービス「kintone」

主力製品である「kintone」は、前期に引き続き積極的な広告宣伝活動を行い、業務改善に役立つクラウドサービスとして認知度を向上してまいりました。導入社数は18,000社を超え順調に推移しております。売上高については連結ベースで前期比37.5%増加となりました。

「kintone」の利用が拡大する中、当期は自治体に導入していただく事例が増加しました。大阪府では2020年4月より「kintone」を用いて「新型コロナウイルス対応状況管理システム」を構築し、患者が増加する局面においても効率的な業務を実現しました。また、大阪府と連携し、同システムのテンプレートを同様の問題に直面する全国の自治体に無償で提供することにより、感染症対策として社会全体に貢献する取り組みを行いました。さらに2020年7月には大阪府と「kintone」を活用した全庁的な業務改善、児童虐待防止情報連携システムの構築等を目的とした事業連携協定を締結し、大阪府のスマートシティ推進に向けた取り組み支援を開始しました。そのほか、神奈川県、岐阜県高山市、兵庫県加古川市、厚生労働省などでも「kintone」を導入いただき、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応のための業務システムや自治体の業務改善ツールとして活用されるなど、様々な場面での活用が広がっております。

### ○その他グループウェア製品

中小企業向けグループウェア「サイボウズ Office」は5年連続で最高売上高を更新し、2020年度末時点で69,000社を超えるお客様に安心の国産グループウェアとしてご活用いただいております。約3年ぶりに新機能追加を再開し、スケジュールや掲示板等に新たな機能を追加し業務をより円滑に進めていただけるようになりました。

中堅・大規模組織向けグループウェア「Garoon」は、エンタープライズ向け製品としての認知が広まり、2020年度末時点でパッケージ製品とクラウドサービスを合わせて導入社数5,800社を突破いたしました。クラウドサービスの売上高が50%を超え、中堅・大規模組

織でもクラウドサービスが主力になりつつあることが伺えます。クラウドサービスの需要が増えつつある一方で、パッケージ版の利用ユーザー数も堅調に推移しているため、2020年11月にはパッケージ版最新バージョン「Garoon 5.5」をリリースし、特に大規模組織で新規導入時に発生する設定の負担を軽減するための機能を強化しました。

### ○信頼性強化への取り組み

多くのユーザーの皆様により長く安心してご利用いただくため、製品・サービス及び当社グループ自体への信頼を高める取り組みに注力しております。特にクラウドサービス「cybozu.com」の信頼性強化に重点を置いて取り組みを進め、セキュリティ向上に対して継続的な投資を行っております。

2020年1月にはクラウドサービスに関する情報セキュリティ管理の国際規格である「ISO／IEC 27017：2015」に基づいたISMSクラウドセキュリティ認証を取得いたしました。また、2014年より開始している「脆弱性報奨金制度」では、バグハンターの皆様からの報告件数が年間131件となり、年を追うごとに製品が堅牢な状態に改善され、これらの活動を継続することでさらなるセキュリティ向上に繋げております。「脆弱性報奨金制度」を活用して寄せられる外部の協力者からの情報は、当社グループが持つセキュリティに関する情報と技術的に補完関係にあることが多く、品質の向上に大いに役立っております。

今後も安全なクラウドサービスをお客様に提供するため、より一層情報セキュリティの管理体制を強化してまいります。

### ○市場からの評価

『日経コンピュータ』誌（発行：株式会社日経BP）が2020年9月3日号で発表した「顧客満足度2020-2021 クラウド基盤サービス（IaaS/PaaS）部門」において第1位を獲得し、当部門において2年連続1位獲得となりました。さらに同誌が2021年2月18日号にて発表した「パートナー満足度調査2021 クラウド情報系サービス部門」においても、第1位を獲得しております。

### (2) グローバル展開における体制強化

グローバル市場での2020年度末時点における導入社数は、米国市場では520社（前期比44.4%増）、中華圏市場では1,110社（前期比7.8%増）、その他アジア市場では750社（前期比27.1%増）となり堅調に推移しております。また、グローバル事業の体制強化として、2020年1月に「事業戦略室」を新設しました。国外拠点における事業ノウハウを社内でも効率よく展開し連携しながらグローバル展開の推進を目指します。さらに、2020年10月にはタイでの「kintone」販売市場を本格的に開拓するため、タイ駐在員事務所を開設しました。今回の駐在員事務所開設により、現地パートナー支援を通じて、日系企業に加えタイの現地企業への販売を強化し、現地での需要に応えるための調査活動を実施し、2023年までに

500社への導入を目指す予定です。引き続き、グローバル展開を加速してまいります。

### (3) チームワークあふれる社会を創るための取り組み（メソッド事業）

社会の様々なチームのチームワーク向上のため、製品・サービスの普及だけでなく、チームワークに関する当社グループのノウハウを活かした取り組みとして2017年に設立した「チームワーク総研」では、2020年度末時点で講演152件、研修47件を実施しました。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う講演等の実施延期・中止などもありましたが、テレワーク需要が高まる中で「テレワーク下におけるチームワークノウハウ」をテーマにした講演・研修の依頼も多くありました。また、自社の取り組みを紹介する書籍を2冊出版しました。今後もサイボウズ流のチームワークや働き方改革のメソッドを、講演、企業研修、組織コンサルティングサービスとして提供してまいります。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度における当社及び当社連結子会社における設備投資額は、483百万円になりました。その主なものは、当社仙台オフィスの移転や福岡オフィスの拡張、「cybozu.com」サービス用サーバー増設等によるものであり、その投資額は459百万円となっております。

## 3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

## 4. 対処すべき課題

自社クラウド基盤「cybozu.com」上で提供するクラウドサービスの売上が堅調に増加している中、将来の収益力を一層高めるため、引き続き、クラウドサービス成長のための投資やグローバル体制強化に努めてまいります。

### ○新規顧客の獲得及びパートナー制度の拡充

「cybozu.com」の安定運用を継続して信頼度をさらに高めるとともに、未導入層・地方向けプロモーション強化に努め、新規顧客の開拓を進めてまいります。また、サイボウズ製品の拡販や構築に携わるオフィシャルパートナーへの支援内容を拡充すべく、2021年1月よりオフィシャルパートナープログラムを「Cybozu Partner Network、通称CyPN（サイパン）」としてリニューアルしました。クラウド時代にあったパートナーへの情報発信や支援内容を強化することで、お客様へのサイボウズ製品の提案・構築をさらに拡充させてま

います。

### ○グローバル展開

重点的に注力してきた米国市場や中国に加えて、東南アジア、オーストラリア、台湾など世界各地にエコシステムを広げるため、グローバルに横展開できるモデルを作りながら、現地パートナーの開拓や拠点開拓を進めてまいります。また、各地での認知度向上のためのプロモーションを強化してまいります。

### ○組織・体制の強化

グローバル規模で事業拡大していくにあたり、国外拠点における事業ノウハウを既存の各本部に効率よく吸収し、社内の連携を一層推進していくため、2020年1月より「組織戦略室」「事業戦略室」を新設いたしました。

また我々自身も、チームワークあふれ、より長期的に生産性が向上するチームとなることを目指しております。そのために、引き続き積極的な人材採用と育成、多様性を尊重する風土や制度を発展させてまいります。

また、組織としての新しい挑戦として次期取締役の社内募集を開始しました。当社では、徹底的に情報をオープンにし、一人ひとりが自立心を持って質問責任を果たし、意思決定者がオープンな場で説明責任を果たします。それにより、株主に選任された取締役のみによるガバナンスを超える組織が実現できると考えております。そこで、年齢や役職等を問わず自薦・他薦含む社内募集で次期取締役候補を選出し、会社法にそって組織運営をしながらも、「誰もが取締役の役割を担う」という新しいマネジメントの実現に挑戦してまいります。

### ○クラウドサービス事業者として信頼される内部統制体制の整備

クラウドサービス事業を推進するにあたり、情報セキュリティを含む内部統制体制への信頼性確保の重要性が高まっております。

そのような中で、当社グループは、海外拠点を含め、「公明正大」の考え方のもと、統制の仕組み化（ルール化、見える化、効率化）をより一層強化し、引き続き株主、ユーザー、パートナー、その他ステークホルダーの皆様からの信頼を確保すべく、内部統制体制の整備に注力してまいります。

## 5. 事業の譲渡、合併、その他企業再編行為等

該当事項はありません。

## 6. 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況の推移

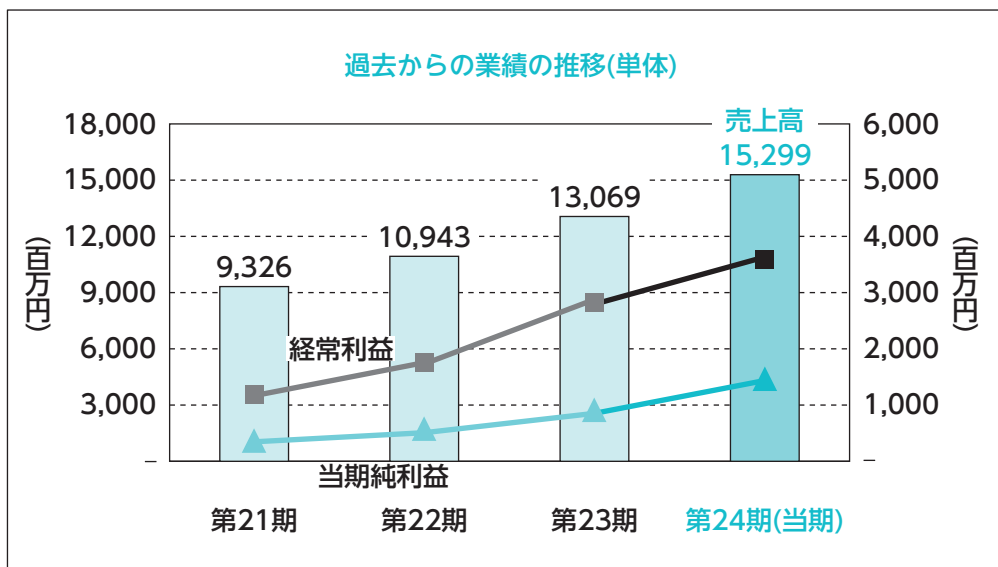
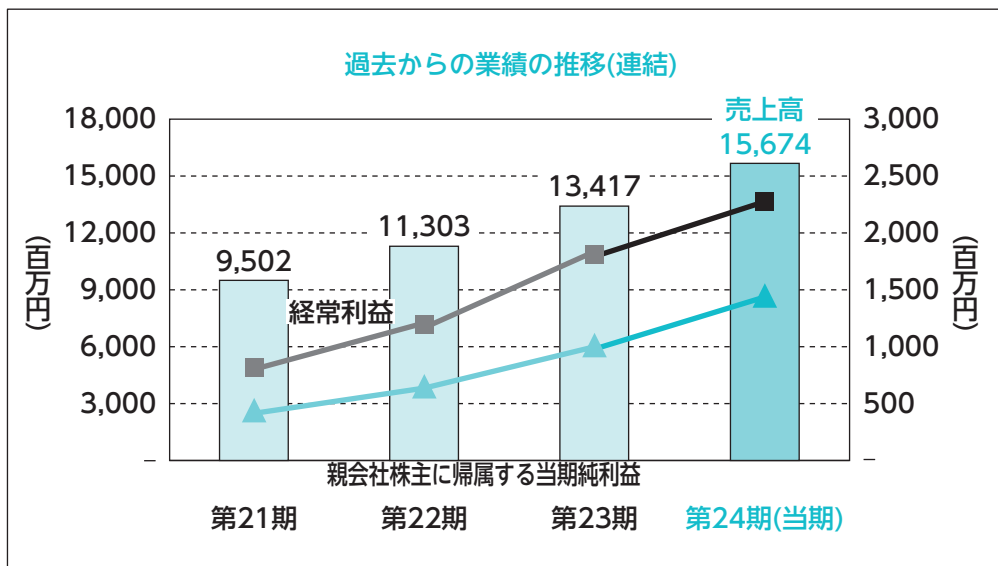
区 分	第21期 (2017年12月期)	第22期 (2018年12月期)	第23期 (2019年12月期)	第24期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上高 (百万円)	9,502	11,303	13,417	<b>15,674</b>
営業利益 (百万円)	802	1,103	1,732	<b>2,270</b>
経常利益 (百万円)	821	1,194	1,804	<b>2,272</b>
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	414	653	1,012	<b>1,435</b>
1株当たり 当期純利益 (円)	9.03	14.25	22.07	<b>31.30</b>
総資産 (百万円)	6,556	7,328	8,874	<b>12,235</b>
純資産 (百万円)	3,202	3,398	3,991	<b>6,405</b>
1株当たり 純資産額 (円)	69.81	74.08	87.01	<b>139.63</b>

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(参考) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第21期 (2017年12月期)	第22期 (2018年12月期)	第23期 (2019年12月期)	第24期 (当事業年度) (2020年12月期)
売上高 (百万円)	9,326	10,943	13,069	15,299
営業利益 (百万円)	1,305	1,731	2,663	3,558
経常利益 (百万円)	1,169	1,742	2,775	3,666
当期純利益 (百万円)	364	562	912	1,466
1株当たり 当期純利益 (円)	7.94	12.25	19.89	31.96
総資産 (百万円)	6,362	6,933	8,193	11,573
純資産 (百万円)	2,515	2,660	3,168	5,571
1株当たり 純資産額 (円)	54.84	58.00	69.07	121.45
1株当たり配当額 (円)	9.00	9.00	10.00	11.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。  
 3. 第24期の1株当たり配当額は第24回定時株主総会における剰余金処分議案が承認可決された場合を前提として記載しております。



## 7. 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

主要な事業内容は次のとおりであります。

チームワークを向上するための情報共有サービス、ソフトウェアの開発、販売、保守、ソリューション事業及びコンサルティング等

## 8. 主要な事業所（2020年12月31日現在）

### (1) 当社の主な事業所

#### 国内事業所

東京オフィス	東京都中央区
大阪オフィス	大阪府大阪市
松山オフィス	愛媛県松山市
福岡オフィス	福岡県福岡市
名古屋オフィス	愛知県名古屋市
仙台オフィス	宮城県仙台市
横浜オフィス	神奈川県横浜市
広島オフィス	広島県広島市

#### 海外事業所

台湾オフィス	台北市
タイオフィス	バンコク都

### (2) 重要な子会社等の主な事業所

「10.重要な親会社及び子会社の状況」の「(2) 重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりです。

## 9. 従業員の状況（2020年12月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
857名 (143名)	116名増 (25名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート、嘱託社員及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。



## (参考) 当社の従業員の状況 (2020年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
647名 (143名)	106名増 (27名増)	34.5歳	5.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート、嘱託社員及び派遣社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率	所在地	主要な事業内容
サイボウズ・ラボ 株式会社	10	100.0%	東京都 中央区	情報共有に関するソフトウェア技術 の研究開発
才望子信息技术 (上海) 有限公司	80	100.0%	中国 (上海)	当社製品の開発・販売
Cybozu Vietnam Co., Ltd.	26	100.0%	ベトナム (ホーチミン)	当社製品の開発
Kintone Corporation	3,645	100.0%	アメリカ (カリフォルニア)	当社製品の販売
KINTONE AUSTRALIA PTY LTD	80	100.0%	オーストラリア (シドニー)	当社製品の販売

### (3) 重要な企業結合等の経過

該当事項はありません。

なお、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>) に掲載しております。

## II. 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 193,428,000株
2. 発行済株式の総数 52,757,800株
3. 株主数 25,223名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
畑 慎 也	8,679,600株	18.91%
C b z サ ポ ー タ ー ズ 株 式 会 社	8,077,800株	17.60%
サ イ ボ ウ ズ 従 業 員 持 株 会	2,320,900株	5.05%
山 田 理	1,910,500株	4.16%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,490,900株	3.24%
中 野 博 久	1,360,000株	2.96%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	841,700株	1.83%
西 端 慶 久 (青 野 慶 久)	836,000株	1.82%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	661,700株	1.44%
THE BANK OF NEW YORK 133652	529,000株	1.15%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第三位以下の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、自己株式を6,879,469株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
3. Cbzサポーターズ株式会社は、当社代表取締役社長である西端慶久 (青野慶久) 氏とその株式を保有する資産管理会社であります。

### 5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ. 会社役員 の 状況

#### 1. 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 端 慶 久 (青 野 慶 久)	
取締役副社長	山 田 理	才望子信息技术（上海）有限公司董事長 Kintone Corporation President Cybozu Vietnam Co., Ltd. 会長 KINTONE AUSTRALIA PTY LTD President
取締役	畑 慎 也	
常勤監査役	田 畑 正 吾	
監査役	小 川 義 龍	弁護士 小川綜合法律事務所代表 トヨクモ株式会社社外監査役
監査役	中 川 雅 文	公認会計士・税理士 中川公認会計士事務所代表 アマタホールディングス株式会社社外監査役

- (注) 1. 監査役 田畑正吾氏、小川義龍氏及び中川雅文氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は田畑正吾氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 中川雅文氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### 2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役	3名	68百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	10百万円 (10百万円)
合 計	6名	79百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年4月20日開催の第9回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年4月24日開催の第10回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の総額には、当事業年度の業績に連動して支給される役員賞与を含んでおります。
4. 上記報酬等の総額その他、当事業年度中に、第23期事業年度に係る取締役賞与として以下のとおり支給をしております。
- ・取締役 2名 3百万円

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
常 監 査 勤 役	田 畑 正 吾	当事業年度開催の出席すべき取締役会13回全てに出席し、また、出席すべき監査役会12回全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に法令及び定款遵守、統制等の点において発言を行っております。
監 査 役	小 川 義 龍	当事業年度開催の出席すべき取締役会13回全てに出席し、また、出席すべき監査役会12回全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	中 川 雅 文	当事業年度開催の出席すべき取締役会13回全てに出席し、また、出席すべき監査役会12回全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

#### 4. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は次のとおりであります。

当社のように変化に富んだIT業界において、迅速かつ柔軟に対応できることが何より重要と考えております。このような中、当社の属する業界や当社の理念及び事業環境等に対する理解が不十分な社外取締役を選任した場合、取締役会での迅速かつ柔軟な意思決定が阻害されるおそれがあります。また、法令上の社外取締役の要件を満たしつつ、当該おそれのない適任者を探して社外取締役として選任することは容易ではない上に、報酬等を含めて相応のコストを要すると考えるため、社外取締役を置いておりません。

しかしながら、意思決定における透明性の向上や多角的視点の導入、ガバナンス体制については極めて重要と考えており、下記の対応を行っております。

#### (1) 意思決定における透明性の向上及び多角的視点の導入

当社においては、経営に関する意思決定や議論の場として、取締役と各本部の責任者が本部の垣根を越えて共有、議論するための経営会議を開催しております。これら重要な意思決定においては多角的かつ多面的な視点での議論が重要となりますが、当社では「公明正大」

や「議論」を尊重する考えに基づき、監査役を含む全役職員も本経営会議にいつでも参加、議論することができることとしております。また、その議事録も共有されているため、議論内容について適宜質問や意見を発信することもできます（インサイダー情報やプライバシー情報を除きます。）。もちろん経営に関する意思決定のみならず、日々の業務においても情報の公開と共有がなされているとともに、「質問責任」や「説明責任」、「議論」を歓迎する等、同時に風土醸成も行い、きわめて透明性の高い意思決定プロセスとなるよう改善を続けております。

社内メンバーだけでなく、より多角的に議論をするために新たな知見が必要な場合は、その必要性に応じて適切な知見を有する外部の方からアドバイスを得たうえで、社内で共有し、議論しております。変化の激しい当社の現況を考慮すると、現段階においては特定の社外取締役に固定的に参加いただくより、適宜助言を得ることが、柔軟で的確、かつコストも含めた効率性の観点からも望ましいと考えております。

## (2) ガバナンス体制

ガバナンスの観点からは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性、並びに高い専門知識及び豊富な経験を有した監査役3名全員を社外監査役としております。監査役は毎月開催される取締役会に出席して積極的に意見を述べるとともに、会計監査人との連携や、内部監査部門との積極的なコミュニケーション等を通じて専門的な見地に基づく経営監視を行っております。

当社では、社内外を問わず経営の透明化を図ることを前提として、役職員の「誰もが取締役の役割を担う」と考えております。一人ひとりが自立心を持って質問責任を果たし、意思決定者がオープンな場で説明責任を果たすことにより、株主に選任された取締役のみによるガバナンスを超える組織が実現できると考えております。当社では、このような考えから、「取締役は、理想の番人として選任される」という新しいマネジメントに挑戦することとし、2021年3月開催予定の当社定時株主総会に当社役職員17名を取締役候補者とする取締役選任議案を提出いたします。

今後は、現在の体制（上記議案承認後は新しいマネジメントを含む）の運用状況を踏まえたうえで、2021年3月1日施行の改正会社法による社外取締役の設置義務付けに備えて、社外取締役の選任を検討してまいります。

#### IV. 会計監査人の状況

法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>) に掲載しております。

#### V. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>) に掲載しております。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
<b>流動資産</b>	<b>6,828</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,698</b>
現金及び預金	3,956	買掛金	1
売掛金	2,475	未払金	1,081
仕掛品	8	未払費用	793
貯蔵品	39	未払法人税等	1,024
前払費用	290	前受金	2,252
その他	85	返品調整引当金	1
貸倒引当金	△26	その他	543
		<b>固定負債</b>	<b>130</b>
		資産除去債務	129
		その他	0
<b>固定資産</b>	<b>5,406</b>	<b>負債合計</b>	<b>5,829</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,015</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	709	<b>株主資本</b>	<b>4,919</b>
工具、器具及び備品	1,306	資本金	613
<b>無形固定資産</b>	<b>106</b>	資本剰余金	976
ソフトウェア	56	利益剰余金	5,128
ソフトウェア仮勘定	37	自己株式	△1,800
その他	11	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,486</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,284</b>	その他有価証券評価差額金	1,419
投資有価証券	2,146	為替換算調整勘定	67
敷金及び保証金	879		
破産更生債権等	0		
繰延税金資産	235		
その他	23		
貸倒引当金	△0		
<b>資産合計</b>	<b>12,235</b>	<b>純資産合計</b>	<b>6,405</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>12,235</b>

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		15,674
売上原価		1,086
売上総利益		14,587
返品調整引当金戻入額		0
差引売上総利益		14,587
販売費及び一般管理費		12,317
<b>営業利益</b>		<b>2,270</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	0	
受取配当金	0	
還付消費税等	3	
協賛金収入	31	
助成金収入	11	
その他	13	61
<b>営業外費用</b>		
支払利息	0	
投資事業組合運用損	3	
為替差損	55	
その他	0	60
<b>経常利益</b>		<b>2,272</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	369	
固定資産受贈益	15	385
<b>特別損失</b>		
減損損失	3	
固定資産除売却損	1	4
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>2,652</b>
法人税、住民税及び事業税	1,346	
法人税等調整額	△129	1,216
<b>当期純利益</b>		<b>1,435</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,435</b>

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,143</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,871</b>
現金及び預金	3,217	買掛金	0
売掛金	2,483	未払金	1,655
仕掛品	8	未払費用	570
貯蔵品	39	未払法人税等	1,019
前払費用	269	未払消費税等	464
その他	150	前受金	2,087
貸倒引当金	△26	預り金	55
		返品調整引当金	1
		その他	18
<b>固定資産</b>	<b>5,429</b>	<b>固定負債</b>	<b>129</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,984</b>	資産除去債務	129
建物	709	<b>負債合計</b>	<b>6,001</b>
工具、器具及び備品	1,275	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>112</b>	<b>株主資本</b>	<b>4,152</b>
特許権	1	<b>資本金</b>	<b>613</b>
商標権	9	<b>資本剰余金</b>	<b>976</b>
意匠権	0	資本準備金	976
ソフトウェア	59	<b>利益剰余金</b>	<b>4,361</b>
ソフトウェア仮勘定	41	その他利益剰余金	4,361
電話加入権	0	繰越利益剰余金	4,361
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,332</b>	<b>自己株式</b>	<b>△1,800</b>
投資有価証券	2,097	<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,419</b>
関係会社株式	179	その他有価証券評価差額金	1,419
長期貸付金	546		
敷金及び保証金	855		
破産更生債権等	0		
長期前払費用	4		
繰延税金資産	195		
貸倒引当金	△546		
<b>資産合計</b>	<b>11,573</b>	<b>純資産合計</b>	<b>5,571</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>11,573</b>

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		15,299
売上原価		1,088
売上総利益		14,210
返品調整引当金戻入額		0
差引売上総利益		14,210
販売費及び一般管理費		10,652
<b>営業利益</b>		<b>3,558</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	8	
受取配当金	30	
受取手数料	131	
協賛金収入	31	
貸倒引当金戻入益	31	
その他	20	255
<b>営業外費用</b>		
業務受託費	90	
支払利息	0	
投資事業組合運用損	3	
為替差損	51	
その他	0	146
<b>経常利益</b>		<b>3,666</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	369	
固定資産受贈益	15	385
<b>特別損失</b>		
関係会社株式評価損	1,382	
固定資産除売却損	0	1,383
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,668</b>
法人税、住民税及び事業税	1,332	
法人税等調整額	△130	1,202
<b>当期純利益</b>		<b>1,466</b>

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

サイボウズ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイボウズ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイボウズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

サイボウズ株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイボウズ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月24日

サイボウズ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

田 畑 正 吾 ㊟

監 査 役（社外監査役）

小 川 義 龍 ㊟

監 査 役（社外監査役）

中 川 雅 文 ㊟

以 上









## 株主総会会場ご案内図

サイボウズ東京オフィス (東京日本橋タワー 受付7階、会場27階)

東京都中央区日本橋二丁目7番1号



- 地下鉄 銀座線、東西線、都営浅草線 日本橋駅 B 6 出口 (駅直結)  
半蔵門線 三越前駅 B 6 出口より徒歩 3分
- JR 東京駅八重洲北口より徒歩10分

- 地下鉄日本橋駅 B 6 出口直結となっております。
- 地下又は1階より、エレベーターで7階受付へお越してください。  
受付を済まされた方から、27階の会場にご入場いただきます。
- 駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。